

【20201117】

京都産業会館ホール
新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

京都産業会館ホールでは、これまでから国、京都府及び京都市の対応方針や該当する業種別ガイドライン等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組んでまいりました。

このたび、主催者や関係者の皆様と協力しながら安全な開催環境を構築し、ご来場の皆様に一層安心してホールをご利用いただくために「京都産業会館ホール新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」を作成いたしました。

主催者や関係者の皆様におかれましては、ガイドラインに掲げる対策について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは令和2年11月17日作成のもので、国等の対応方針の変更が行われたとき、また地域における動向や専門家の知見、主催者の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜に更新を行いますので、最新のガイドラインについては事前にお確かめ下さい。

1. 主催者をお願いする対策

(1) 事前打合せと同意書

安心・安全な環境を構築するため、ホール事務所と感染症拡大の防止に向けた対策についての事前打合せの実施並びに同意書**別紙1**のご提出をお願いいたします。

(2) 来場者等に対する安全対策（企画内容）の検討

①開催前

- ・参加者間の離隔を確保した会場設営
- ・開催当日に待機列を回避できる登録受付方法の採用
- ・参加登録時の連絡先の把握（クラスター発生時の追跡調査の備え）
- ・人と人が対面・接客する場所への、アクリル板等の設置
- ・主催者スタッフへの「**3. 感染疑い発生時の対応について**」に基づく対応方法の周知

②開催中

- ・主催者スタッフ及び来場者の会場入口でのアルコール消毒や検温等、体調確認の実施
- ・主催者としての感染症対策や体調不良の場合の対応に関するアナウンスの実施
- ・登録受付や入場待ち列でのソーシャルディスタンスの確保
- ・大声の抑制
- ・会場内の混雑緩和措置
- ・主催者スタッフ等のマスク着用、手洗い励行の徹底

【20201117】

③ その他

- ・参加者が帰宅後に発症した場合に備え、主催者連絡先の周知
- ・搬出入時等、作業スケジュールの検討による3密の回避
- ・催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における3密の抑止）
- ・記載のない項目については、次の業種別ガイドラインに準拠
(URL: <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200827>)

2. 施設としての対策

① ビルについて

- ・玄関等の要所に手指消毒用アルコールの設置
- ・共用施設（エレベーターの押釦部・お手洗いの扉等）の定期的な除菌
- ・換気の促進
- ・交流階段踊り場休憩所及び喫煙所の閉鎖
- ・トイレ内ハンドドライヤーの使用休止

② ホールについて

- ・空調と換気設備により、常に外の空気との入れ替えの実施（準備から開催期間中の換気設備は終日運転を実施）
- ・非接触高速体温測定器（マスク非着用の注意喚起機能付）の貸出
- ・京都市新型コロナあんしん追跡サービスのQRコードを入口部に掲示
- ・受付用の透明ビニールパーテーションの貸出（ビニールは実費）

③ ホール事務所スタッフについて

マスク着用、出社前及び定期的な検温の実施等、体調管理を行うとともに、オフィス内でのアクリル板設置等による感染防止対策を講じています。

3. 感染疑い発生時の対応について

① 主催者による検温等で感染の疑いのある症状を確認したときは、主催者にて入場を控えるようお伝えし、帰宅を促すとともに、「**新型コロナウイルス感染症についての相談・受診について**」**別紙2**を渡して頂き、連絡先を記録してください。

② ホール事務所へ詳細を報告してください。

一般社団法人京都産業会館 殿

京都産業会館ホール

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

同意書

このたび、京都産業会館ホールの使用にあたり安心・安全な開催環境を構築するため、「京都産業会館ホール・新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」（_____年 ____月 ____日発行）に同意し、適切な感染症拡大防止対策を講じるものとします。

_____年 ____月 ____日

[使用者]

団体名 _____

代表者氏名 _____ (印)

対策管理者氏名 _____

使用日 _____年 ____月 ____日 ~ _____年 ____月 ____日 日間

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診について

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、下の関係機関連絡先に相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- 以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、下の関係機関連絡先に相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ・ 妊婦の方
(お子様をお持ちの方へ)

小児については、目安どおりの対応をお願いします。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

【関係機関連絡先】

<365日24時間> きょうと新型コロナ医療相談センター : 075-414-5487